

岡山市幼児教育センター補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市幼児教育センター条例(平成12年市条例第124号)第6条の規定に基づき、岡山市幼児教育センターに幼稚園を設置する学校法人に対し、教育条件の維持向上並びに経営の健全化及び保護者負担の軽減を図るために、予算の範囲内において岡山市幼児教育センター補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、岡山市幼児教育センターに幼稚園を設置する学校法人とする。

2 前項の規定にかかわらず、市税を完納していない者は、補助事業者としない。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく、幼児教育に関する事業
- (2) 幼稚園の管理運営に関する事業

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げるものに限る。

- (1) 人件費等、幼稚園の運営に係る経費
- (2) 教材、教育機器購入等、幼児教育に係る経費
- (3) 施設設備の保守等、幼稚園の管理に係る経費

(補助金額)

第6条 補助金額は、別表に定める算定方法によって算出するものとする。

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付申請は、この要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、補助金交付申請書(別記様式)を岡山市教育委員会に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年7月31日までとする。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、前々年度岡山県学校法人等運営費補助金(一般分)確定通知書の写し、および市税を完納している

ことを証明できる書類とする。

(計画変更の承認)

第8条 規則第12条に定める計画変更等の承認の申請は、補助金変更交付申請書(規則様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会へ提出して行わなければならない。

(1) 補助事業変更計画書

(2) 変更を必要とする理由書

(3) その他教育委員会が補助金の変更に関して必要と認めた書類

2 規則第12条に規定する市長の定める軽微な変更は、補助目的を損なわない事業の細部の変更で、かつ、補助金の額が変わらない変更とする。

(実績報告)

第9条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、指導内容等に関する書類とする。

(補助金等の完了前交付)

第10条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付できる場合は、市の補助金の金額が20,000,000円以上で、かつ、補助事業に係る全収入金額の100分の30以上の割合を占める場合とする。

(財産の管理等)

第11条 補助事業者は、補助事業により整備した財産(以下「取得財産」という。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の趣旨に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 この要綱に規定する書面で、岡山市補助金等交付規則に当該書面に係る様式があるものは所定の改正を行い、それを使用するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年8月31日から施行し、平成16年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表

岡山市幼児教育センター補助金算定基準

$$\text{補助金額} = E \times 12\text{か月} \times A \times B + (F \times A \times B) / 2 \\ - (C + D) \times 12\text{か月} \times A \times B - G + H$$

- A 定員
- B 充足率 80% (定率)
- C 授業料 (月額)
- D 教材費 (月額)
- E 市内私立幼稚園の平均月額授業料・教材費(教育充実費を含む)
- F 市内私立幼稚園の平均入園料
- G 減価償却費相当額 (定額)
- H 岡山県学校法人等運営費補助金(一般分)同額

備考 C,D,E,F,Hは事業年度の前々年度の額を用いる。

別記様式（第7条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

岡山市教育委員会 様

申請人

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

印

岡山市幼児教育センター補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。
申請に当たっては、岡山市補助金等交付規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

補助年度	平成 年度	補助金の名称	
補助事業の目的及び内容			
補助事業の効果			
補助事業経費の所要額		円	
補助金額		円	
補助事業の着手年月日 及び完了年月日（予定）		着手	年 月 日
		完了	年 月 日
添付書類		1 補助事業計画書 2 収支予算書 3 前年度決算書 4 前々年度岡山県学校法人等運営費補助金（一般分） 確定通知書の写し 5 市税の完納証明書 6 その他	
担当課所見			

注 印の欄は記入しないこと。